

平成 28 年度第 4 回
大阪府地方独立行政法人大阪府立病院機構評価委員会 次第

日時 平成 29 年 1 月 11 日 (水)
午後 4 時～5 時
場所 大阪赤十字会館 3 階 302 会議室

- 1 開 会
- 2 議 事

- (1) 第 3 期中期目標・中期計画の変更について
- (2) その他

大阪府立病院機構評価委員会 会議資料一覧

- | | |
|------|------------------------|
| 資料 1 | 第 3 期中期目標・中期計画の変更について |
| 資料 2 | 第 3 期中期目標 (案) 【変更後の全文】 |
| 資料 3 | 第 3 期中期計画 (案) 【変更後の全文】 |

地方独立行政法人法（抄）

（中期目標）

第二十五条

設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

～省 略～

- 3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

第二十六条

地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

～省 略～

- 3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（料金及び中期計画の特例）

第八十三条

～省 略～

- 3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。